

第6章 心のバリアフリーの促進

6-1 心のバリアフリーとは

心のバリアフリーとは、「様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと」です。平成29年（2017年）2月に国が策定した「ユニバーサルデザイン2020行動計画」では、心のバリアフリーを市民一人ひとりが体現するためのポイントとして、以下の3点が示されています。

- ① 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル^{*1}」を理解すること。
- ② 障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮^{*2}の不提供）を行わないよう徹底すること。
- ③ 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

障害の社会モデルの考え方に基づき、高齢者や障がい者等も含めた全ての市民が社会活動に積極的に参加・貢献できるための「共生社会」を実現していく上で、市民や施設設置管理者、施設の従業員などのそれぞれが、障がいを理解し、協力し、互いの人権を認め合うことが重要です。そのためには、市や施設設置管理者等による教育・啓発に関する取組を充実していくことが求められます。

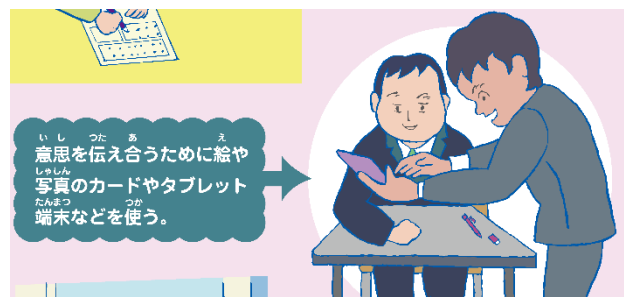
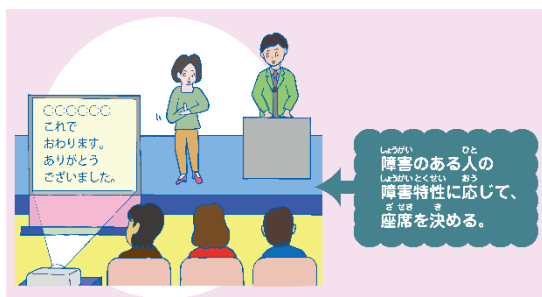
バリアフリー法に基づく基本方針では、令和2年（2020年）6月改正において、「移動等円滑化に関する住民等の理解の増進及び協力の確保に関する事項を促進方針に記載すること」が明記されました。これを踏まえ、3-2で示した「基本方針3：支えあいの意識啓発と心のバリアフリーの推進」を実現するための市の取組を次項に示します。

なお、各施設設置管理者等による取組については、5-3に示したバリアフリー化促進に向けた配慮事項を踏まえ、利用者へのマナー啓発や職員研修を実施していくことが考えられます。

※1 障害の社会モデル：「障害」とは、個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方のこと

※2 合理的配慮：障がいのある人から社会的障壁を取り除いてほしいという意思表示があった場合に、周りの人や会社などがすべき無理のない配慮（負担が重すぎない範囲で対応）のこと。重すぎる負担がある場合でも、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めること

<合理的配慮の具体例>



出典：「合理的配慮」を知っていますか？（内閣府）

6-2 心のバリアフリー促進のための取組

市民や市職員、事業者に向けた教育や啓発の機会を充実します。これにより、障がいへの正しい理解や合理的配慮の方法を浸透させ、心のバリアフリーの推進と意識の向上を図ります。

また、心のバリアフリーや障害の社会モデルの理念を浸透させるための取組を継続的に実施し、市の関連施策においてバリアフリーに配慮したまちづくりを進めます。

(1) 障がい理解の周知・啓発

障がいへの正しい理解や合理的配慮の方法を浸透させるため、庁内関係部署と連携し、以下の取組を充実します。

- ◆ 配慮が必要な人に関する正しい知識の啓発及び理解を促進
- ◆ 講演会や研修、ヘルプマークの普及、啓発等を通じ、聴覚障がいや知的・精神・発達障がい、内部障がいなどの「見えにくい障がい」への理解を促進
- ◆ 障がい者用駐車ますの適正な利用などを含めた交通及び設備利用に関するルールの徹底とマナー向上の促進
- ◆ 市のイベントや地域行事、スポーツ活動等への障がい者の参画や福祉コミュニティづくりの促進



ヘルプマーク



高齢者・障がい者関連イベントの実施

(2) 体験・学習による教育啓発の機会の創出

だれもが積極的に助けあい・支えあえる社会の構築のためには、障がい者との交流や、障がいの疑似体験などにより、自分ができる行動について考える機会を持つことが重要です。体験・学習による教育啓発機会の創出として、庁内関係部署と連携し、以下の取組を充実します。

- ◆ 市民や市職員、事業者と障がい当事者や高齢者との交流の場を設け、ふれあうことによる気づきの発見、バリアフリーの意識づくりを推進
- ◆ 疑似体験、パラスポーツ体験に取り組むなど、学校教育や生涯学習等によりあらゆる世代で高齢者・障がい者等への理解を深めるための体験型の活動を推進
- ◆ 市職員等関係者に対し、障害者差別解消法に沿った研修等を実施